

### 3. 避難行動と避難場所【津波対策】

#### (1)一次避難

- ① 避難対象者は大きな地震が起きた後に、津波警報、大津波警報が発表され、避難指示が発令された場合、命を守る行動として、直ちに近くの高台等に避難しなければなりません。この際の避難が「一次避難」となります。原則、避難先は避難対象区域外の「指定緊急避難場所」となりますが、堤防の損壊により、浸水が早く始まった場合や、津波到達までに避難対象区域外へ避難できない住民等は付近の「津波避難ビル」や「指定緊急避難場所」が避難先になります。また、これらの避難場所までの避難すらも困難な場合は、目の前の命を守るために、頑丈な建物(鉄筋コンクリート造)の上階など、少しでも高い場所に避難することが必要です。
- ② 避難困難区域にいる方であっても、津波到達までに避難対象区域外への避難が可能な方は、区域外の安全な場所まで避難します。歩行困難であるなど、津波到達までに避難対象区域外へ避難できない方は、「津波避難ビル」や「指定緊急避難場所」へ避難します。

長島地区の人が避難対象区域外に避難するには、橋を渡る必要がありますが、地震等により橋梁が損傷し渡ることができない可能性もあります。その場合は命を守る避難行動として付近の「津波避難ビル」や「指定緊急避難場所」に避難することが必要です。

※「指定緊急避難場所」及び、避難対象区域内の「津波避難ビル」・「指定緊急避難場所」は【資料1】を参照のこと。

- ③ 津波・大津波警報が発表された場合、市は地域防災計画に基づき避難指示を発令し、防災行政無線や緊急防災ラジオ、エリアメール、SNS等で情報を伝えることとなりますが、地震による大きな揺れを感じた場合や津波警報・大津波警報が発表された場合、避難対象区域内の人は避難指示の伝達を待たず、自主的に一次避難を開始することが重要です。
- ④ 避難する施設に地震自動解除ボックスが設置されている場合、震度5弱以上で地震自動解除ボックスが解錠されます。施設の安全を確認した後、ボックス中の鍵を使用して施設内へ避難することが可能です。
- ⑤ 津波は繰り返し襲来しますので、避難指示が解除されるまでの間は、避難対象区域内への立ち入りを制限します。

## (2)要配慮者避難

- ① 要配慮者の中には通常の避難所での生活が著しく困難な方や、停電が長引いて医療機器等のバッテリーが消耗すると命にかかわる深刻な事態になる場合もあるため、平常時から縁故避難などを実施できる体制を確保するとともに発災後は可能な限り早く安全な場所に避難することが必要です。
- ② 要配慮者利用施設の入院・入所者は施設の防災に関する計画や方針等に基づき避難します。ただし、避難そのものがリスクになる場合は、施設にとどまり想定される浸水深よりも上階へ移動するなどして、安全を確保することが必要です。なお、浸水想定区域にありながら、津波避難に関する計画を策定していない施設については、避難確保計画において津波避難対策を定めることが望まれます。
- ③ 在宅の避難行動要支援者は可能な限りあらかじめ定めた避難ビル等の避難施設へ避難します。ただし、外出も困難な場合は、想定される浸水深よりも上階へ移動するなど、少しでも安全と考えられる方策を取ることが必要です。
- ④ 自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、個別避難計画を作成中です。計画策定済みの方は、平常時から支援者とのコミュニケーションを構築し、計画をもとにした訓練を行うなど、非常時の安全確保に努めることが必要です。

## (3)避難手段

- ① 避難対象区域のほとんどが、液状化危険度が極めて高い地域とされており、南海トラフ地震の発生時には、多くの箇所で地盤の沈下や亀裂、建物の倒壊等が起きる可能性があります。そのため、多くの方が避難に車を使用した場合、車を動かさなくなったり、渋滞や事故が起きるなどして円滑な避難ができない可能性が高くなります。そのため、避難の手段は徒歩が原則となります。ただし、避難行動要支援者や避難困難区域の住民等で徒歩での移動が困難な場合などは車での避難が必要となることも想定されますので、平常時に安全な避難経路が確保可能な、指定緊急避難場所や津波避難ビルを探しておくことが必要です。また、移動可能な場合は、さらに遠方の、避難対象区域外にある指定避難所や車中避難が可能な場所等まで避難します。
- ② 指定緊急避難場所(一次避難場所)から指定避難所(広域避難場所)への移動について、移動手段を持たない避難者については、災害応援協定団体により提供されたバス等での移送を基本とします。その時期は、移送経路の安全及びバス等の確保などの準備が整い次第、速やかに行うこととし、災害発生後1週間程度を目途に完了させることを目指します。

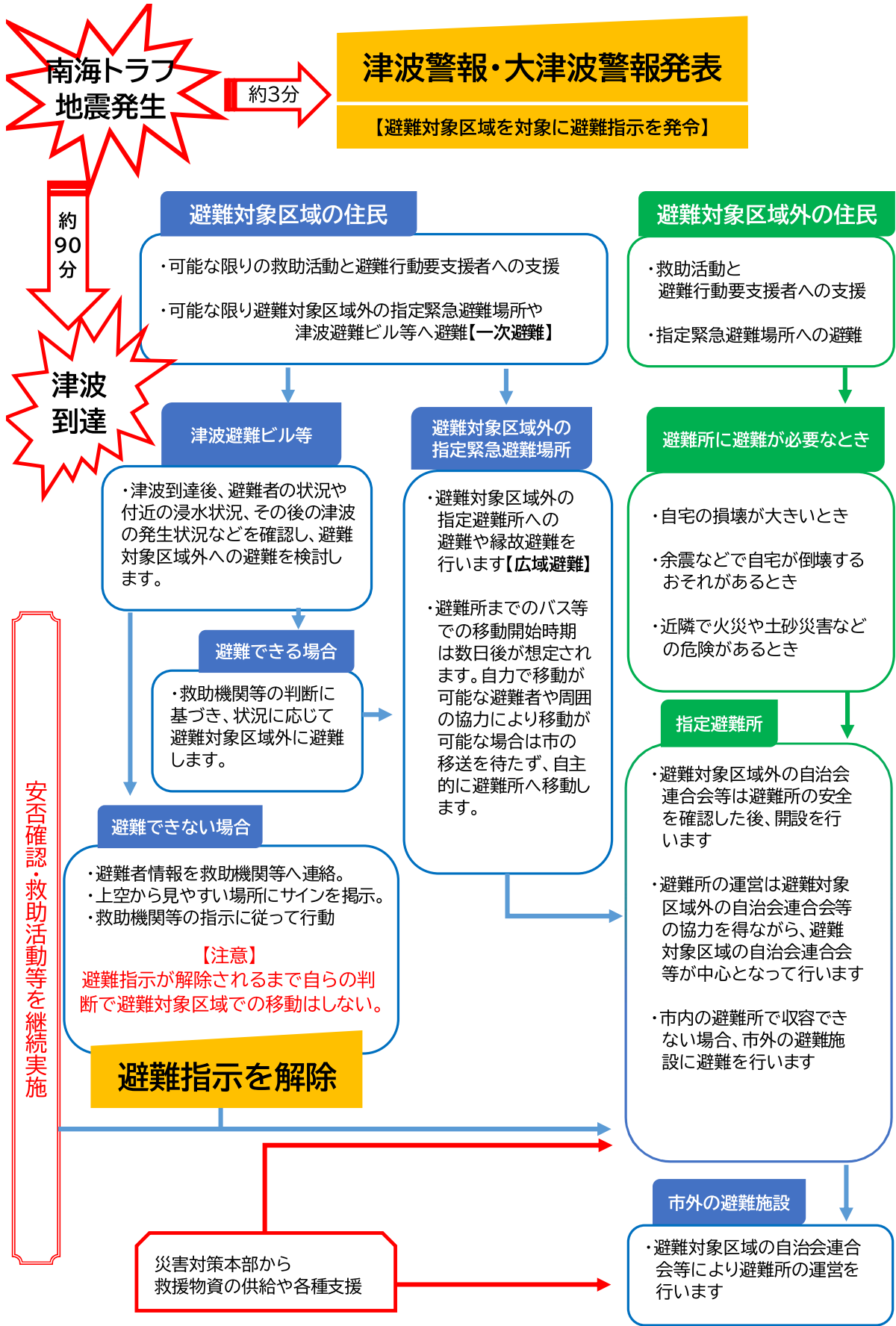
#### (4)広域避難

- ① 一次避難で命を守ることができた後、津波による家屋の流出や浸水、揺れによる家屋の損壊などで自宅に戻ることができない場合は、生活再建の道筋が立つまでの一定期間、避難所で生活することになります。桑名市の場合、このような状況に置かれる多くの避難者は避難対象区域内の居住者になるものと見込んでおり、避難者は、次頁に記載の避難対象区域外にあります「指定避難所(41ヶ所)」に避難(広域避難)します。
- ② 本計画では、非常時に円滑な避難所の開設・運営を実施することを目的に、指定避難所ごとに、避難所の開設、運営をそれぞれ担当する、自治会連合会(自主防災組織)等を定めています。円滑な避難所運営を行いながら安心して避難生活を送るため、避難者には自身が所属する自治会連合会等が運営する避難所に移動することを推奨します。
- ③ 避難所の開設は、指定避難所近隣の自主防災組織等の協力により実施し、運営は避難対象区域の自主防災組織等が実施することになります。なお、指定避難所には避難対象区域の住民だけでなく、強い揺れで家屋が損壊したなど、近隣住民で避難の必要がある人も避難することが想定されます。各自主防災組織等は協力し、円滑な避難所の運営に努めることが必要です。
- ④ 発災直後はやむを得ず指定避難所に避難した方も、体調管理などを考慮し、可能な限り早く避難所から安全で安心な親戚・知人宅への「縁故避難」に移行することが望ましいため、平常時から避難先の検討と準備を行っておくことが必要です。
- ⑤ 指定避難所での避難生活が困難な場合や縁故避難も難しい場合は、車内で安全を確保するための車中避難をすることも可能ですが、車中避難はプライバシー空間の確保ができるなどのメリットがある反面、エコノミー症候群を発症しやすいなど、健康面での危険性もあることを考慮し、必要な対策を講じる必要があります。
- ⑥ 以下の一覧に掲載した指定避難所は、市内の浸水想定区域全域が浸水する、最悪の事態を想定しています。浸水を免れる地域があった場合は、被災状況に応じて開設する避難所を拡大します。
- ⑦ 市内の指定避難所で、すべての避難希望者を収容することが困難な場合は、災害応援協定締結団体に協力を要請し、収容できない避難者は本市以外の避難施設に避難することになりますが、現時点では、具体的な避難先等は未定で、協議中です。

	避難対象区域外の指定避難所			開設する 自治会連合会 (自主防災組織)等	運営する 自治会連合会 (自主防災組織)等
	名称	所在地	収容人数		
1	七和小学校	芳ヶ崎 1232-2	409	七和地区	日進地区
2	七和まちづくり 拠点施設	芳ヶ崎 1365-1	62		
3	桑名工業高校 (体育館)	芳ヶ崎 1330-1	417		
4	成徳中学校	東汰上 415-1	532	大和地区	精義地区
5	大和小学校	播磨 770	241		
6	大和まちづくり 拠点施設	播磨 734-1	51		
7	在良小学校	蓮花寺 129-2	411	在良地区	立教地区
8	在良まちづくり 拠点施設	蓮花寺 263-1	75		
9	桑部小学校	桑部 479-1	264	桑部地区	城東地区
10	桑部まちづくり 拠点施設	桑部 830-23	54		
11	明正中学校	明正町 31	556	益世地区	益世地区
12	益世小学校	益生町 59	464		
13	益世まちづくり 拠点施設	馬道 1 丁目 33-3	52		
14	桑名高校 (体育館)	東方 1795	499	大成地区	修徳地区
15	大成小学校	東方 2157	442		
16	大成まちづくり 拠点施設	東方 2080-18	46		
17	深谷小学校	下深谷部 3683-1	403	深谷地区	深谷地区
18	桑名北高校 (体育館)	下深谷部 2527	499		
19	久米小学校	志知 3846-1	269	久米地区	城南地区
20	久米まちづくり 拠点施設	志知 3838-8	54		
21	正和中学校	坂井 339-25	493		
22	桑名西高校 (体育館)	志知 2839	499		

	避難対象区域外の指定避難所			開設する 自治会連合会 (自主防災組織)等	運営する 自治会連合会 (自主防災組織)等
	名称	所在地	収容人数		
23	多度北小学校	多度町香取 2202	240	多度北地区	多度東・多度 北・長島北部地 区
24	多度まちづくり 拠点施設	多度町多度1丁 目1-1	292	多度中地区	
25	多度中小学校	多度町小山 2060	498		
26	多度中学校	多度町柚井24	560		
27	多度青葉小学校	多度町力尾 2304-2	198	多度南地区	
28	旧多度西小学校	多度町古野110	161	多度西地区	
29	NTN 総合運動公園	芳ヶ崎1859-4	35	筒尾・陽だまり の丘地区	
30	大山田東小学校	筒尾8丁目11-1	593		
31	陵成中学校	筒尾8丁目12	533		
32	子ども・子育て応援 センター「ぽかぽか」	陽だまりの丘4 丁目2201-2	224		
33	大山田まちづくり 拠点施設	大山田1丁目9	91	大山田地区	
34	大山田北小学校	大山田6丁目8	442		
35	光陵中学校	大山田5丁目12	483		
36	大山田 コミュニティプラザ	大山田1丁目7- 4	133		
37	大山田西小学校	野田2丁目8	343	野田地区	伊曾島 地区
38	星見ヶ丘小学校	星見ヶ丘8丁目 501	403	星見ヶ丘地区	
39	スター21	星見ヶ丘8丁目 601	241		
40	大山田南小学校	松ノ木6丁目11- 1	356	松ノ木地区	
41	藤が丘小学校	藤が丘6丁目 109-1	383	藤が丘地区	

(5)避難のタイムライン等のイメージ



# 津波災害広域避難計画 イメージ図

